明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○電波法施行規則第七条第四号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件
（総務一三一）　一
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件
（農林水産一一一五）　六
○出願公表後に名称変更がなされた件
（同一一一六）　一〇
〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（平成二十二年度平成二十三年四月分）、（平成二十三年度平成二十三年四月分）（財務省）　一二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一七
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、西日本高速道路株式会社工事完了及び一部完了関係　九二
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他
会社決算公告

九三　九四

告　示

○総務省告示第二百三十一号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第四号の規定に基づき、特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を次のように定め、平成二十三年七月一日から適用する。

なお、平成二十二年総務省告示第二百二十三号（電波法施行規則第七条第四号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件）は、平成二十三年六月二十八日限り廃止する。

平成二十三年六月二十八日

総務大臣　片山　善博

周波数の範囲（注1）	等価等方輻射電力（注2）	使用可能地域	使用可能期間	備　考
12.8GHzから12.95GHzまで	1W以下	北海道総合通信局管内	平成23年7月1日から平成25年6月30日まで	
17.1GHzから17.25GHzまで	1W以下			
19.52GHzから19.58GHzまで	1W以下			
21.45GHzから21.5GHzまで	1W以下			
21.7GHzから22GHzまで	1W以下			
27GHzから27.01GHzまで	1W以下			
32.05GHzから33.25GHzまで	1W以下			
38.06GHzから38.12GHzまで	0.1W以下			二周波方式によるこの周波数帯の使用は、39.06GHzから39.12GHzまでの周波数帯と対とする。
39.06GHzから39.12GHzまで	0.1W以下			二周波方式によるこの周波数帯の使用は、38.06GHzから38.12GHzまでの周波数帯と対とする。
39.625GHzから40.375GHzまで	0.1W以下			
42GHzから42.5GHzまで	2000W以下（空中線電力は5W以下に限る。）			陸上での使用に限る。
44.1GHzから44.8GHzまで	2000W以下（空中線電力は5W以下に限る。）			
45.5GHzから47GHzまで	2000W以下（空中線電力は5W以下に限る。）			
48.4GHzから48.7GHzまで	0.1W以下			
49.3GHzから49.8GHzまで	0.1W以下			
51.35GHzから52.35GHzまで	0.1W以下			
5100MHzから5120MHzまで	1W以下	東北総合通信局管内		
12.8GHzから12.9GHzまで	1W以下			
17.1GHzから17.25GHzまで	1W以下			
21.45GHzから21.5GHzまで	1W以下			
21.7GHzから22GHzまで	1W以下			